

様式第4号（第11条関係）

基 住 第 4 5 9 号

令和7年12月25日

第3区 区長 上田 昭弘 様

基山町長 松 田 一 也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取り扱い

令和7年7月11日付けで提案のあった「県道基山停車場線の宿2丁目交差点のミラーの設置の提案」につきまして、警察と現地調査を行った結果、当該箇所は歩行者、自転車、自動車等を目視で確認できる場所で、一旦停止及び目視での確認が必須となる場所であるため、設置は適当でないと考えています。

周辺の交通状況を目視で確認しやすいよう、付近の違法駐車・停車等について警察と協力し対応するとともに、周辺店舗へ協力を呼び掛けて基本的な交通マナーの向上を図り、事故の防止に努めてまいります。

2 取扱いの理由

カーブミラーはあくまで安全確認の補助施設であり、死角があるなどデメリットもあります。また、今回提案されている場所への設置にあたっては歩道幅員が狭くなるなどの問題もあります。

カーブミラーの乱立によりミラーへの過信につながり、目視や一時停止等の安全確認不足による交通事故につながることはないよう、設置箇所については慎重に検討しております。